明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　一

〔省　令〕
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（国土交通四）　一

〔告　示〕
○銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の一部停止を命じた件（金融庁一）　二
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件（同二）　二
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件（同三）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務一八）　三
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁一）　三
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二）　三
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同三）　三
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産八二）　三
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同八三）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業一一）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通四〇）　四
○建設業の再生に向けた基本方針（事業分野別指針）を廃止する件（同四一）　四
○耐空検査員の証を無効とした件（同四二）　四
○気象測器の型式を証明した件（気象庁一）　四
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁四、五）　四
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境八）　五
○道路に関する件（東北地方整備局三、四）　五
○道路に関する件（中部地方整備局五、六）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同七）　五
○道路に関する件（九州地方整備局八）　六

〔人事異動〕
国家公安委員会　警察庁　財務省　特許庁　防衛省　六

〔叙位・叙勲〕　六

〔官庁報告〕
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　八

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係　九
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係　一〇
会社その他
会社関係　一〇

府　令

○内閣府令第六号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十四号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の三第二項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十九条第二項」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十三条の二第一項」を「産業競争力強化法第百二十八条第一項」に改める。

第六十五条の二第七号中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）に基づく中小企業承継事業再生計画」を削り、「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画」を「、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画並びに産業競争力強化法に基づく中小企業承継事業再生計画」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○国土交通省令第四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏